

子ども手当の支給が始まります

子ども手当は、次世代を担うこども一人ひとりの健やかな育ちを、社会全体で応援することを目的に支給される手当です。
ここでは、その概要についてお知らせします。

健康福祉課子育て支援室 ☎⑤ 1 1 8 4

支給対象者

中学校修了までの児童を養育しているかた（所得制限はありません）

支給額（平成22年度）

児童一人につき
月額 13,000円

支払月（平成22年度）

支払月	対象月
6月	4月分・5月分
10月	6月分・7月分 8月分・9月分
平成23年 2月	10月分・11月分 12月分・1月分

申請について

左の図を参考にして、該当する申請の方法を確認してください。申請の受付は、平成22年4月1日からですが、対象者については4月中旬以降に申請書を送付する予定です。

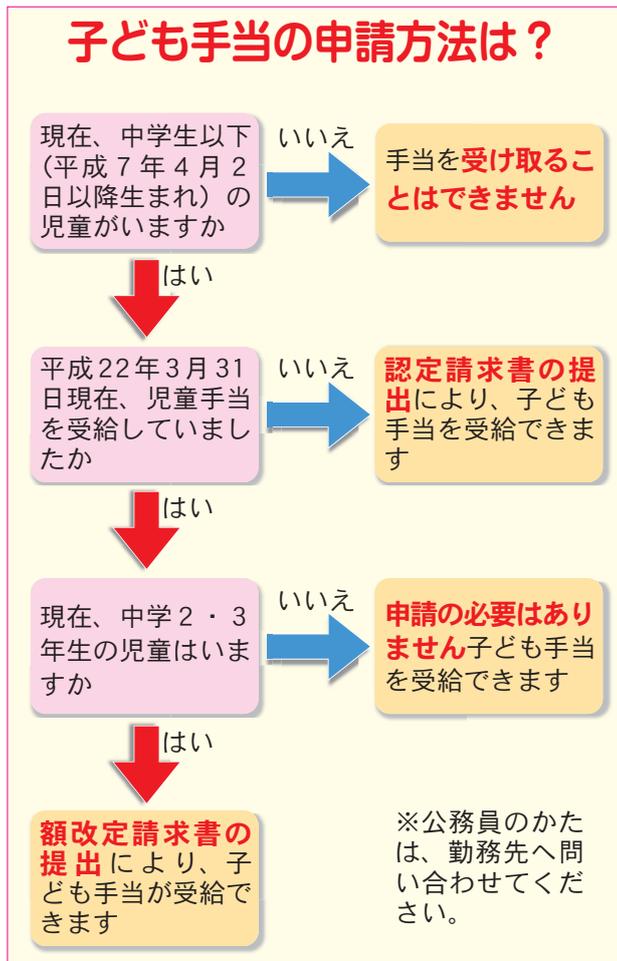
提出期限

新たに子ども手当の対象者となるかたや増額されるかたの認定などの請求は、平成22年9月30日までに受け付けたもの限り、4月分までさかのぼって支給されます。

受付場所

- 健康福祉課子育て支援室（保健福祉センターひだまり・2階）
- 各連絡所

子ども手当の申請方法は？



母子家庭の自立を応援します

子育て支援センター ☎⑤ 7 2 2 1

市では、平成22年度から母子家庭の母に対して新たに自立に向けた支援を行います。

◆自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母が、ホームヘルパー、医療事務など就業に結びつく資格を取得するため、対象となる教育訓練講座を受講した場合、訓練終了後、受講料の一部を支給します。

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座、または国が別に定める講座など。

支給額

受講料の20%（4,000円以上で100,000円まで）を支給します。

※受講前に申請書を提出していただく必要があります。また、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のあるかたは、対象となりません。

◆高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合（2年以上の養成期間）訓練促進費などを支給します。

取得対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

支給額

①養成機関（通信教育を含む）で修業する全期間に支給。（平成24年3月31日までに修業しているかた）

・市民税非課税世帯：月額141,000円

・右記以外のかた：月額70,500円

②入学支援修了一時金を養成期間修了後に支給。

・市民税非課税世帯：50,000円

・右記以外のかた：25,000円

※事前に受給相談を実施します。